

越前おおの子ども・子育て支援プラン

第2期大野市子ども・子育て支援事業計画

中間見直し(案)



令和5年 月

大野市



# 目次

---

## 第1 計画見直しの趣旨

---

(1) 見直しの背景	.....	2
(2) 見直しの内容	.....	3
(3) 見直しの議論	.....	4

---

## 第2 子ども・子育て支援事業計画見直しの内容

---

(1) 教育・保育提供区域の設定	.....	4
(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の 内容及びその実施時期	.....	4
(3) 地域こども・子育て支援事業の見込みと提供 体制の確保の内容及びその実施時期	.....	7

---

## 参考資料 令和5年度以降の取り組みの方向性

---

(1) 利用者支援事業	.....	9
(2) 地域子育て支援拠点事業	.....	10
(3) 妊婦健康診査	.....	11
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	.....	12
(5) 養育支援訪問事業	.....	13
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	.....	14
(7) ファミリー・サポート・センター事業	.....	15
(8) 一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業含む)	.....	16
(9) 延長保育事業	.....	17
(10) 病児・病後児保育事業	.....	18
(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	.....	19

## 第 1 計画見直しの趣旨

### (1) 計画見直しの背景

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本市では平成27年3月に「大野市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から平成31年度まで）を策定しました。続いて「第2期大野市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）を策定し、子育て世代が安心して子育てできる環境の整備と、すべての子どもが健やかに育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちを目指しています。

計画策定から3年が経過し、実際の利用状況と計画策定時のニーズ量の見込みを検証し、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、国が示す「見直しの考え方（下記参照）」に基づき、計画の中間見直しを行いました。

見直しに当たっては、子どもの安全管理の徹底やリスク管理、不適切保育の防止に関する取り組みの強化が求められていることから、社会情勢の変化についても考慮しました。

### 【参考】見直しの考え方について

「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日内閣府事務連絡）に基づく見直しの考え方は次の通りです。

#### 1 教育・保育給付（幼稚園、保育園、認定こども園など）について

令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの人数の実績値が、プランにおける量の見込みと比較して、10%以上のかい離がある場合。

実績値／量の見込み $\leq$ 90%、110% $\leq$ 実績値／量の見込み

具体的な手法としては、下記の要素を考慮して行う。

- (I) 実績値の把握、(II) 実績値と量の見込みとの比較、(III) 要因分析
- (IV) 量の見込みの補正、(V) 提供体制確保の内容

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的にかい離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討するこ

と。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応すること。

## 2 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、一時預かり事業等）について

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、各事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合。

※なお、1、2のいずれも実績値のかい離の要因分析や、「量の見込み」等の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に留意する必要がある。

## (2) 見直しの内容

### ① 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

教育・保育の量の見込みを再計算するとともに、その量の見込みに対する提供体制の確保方策の見直しを行いました。

教育・保育の提供体制の確保とともに重要となる教育・保育の質の向上について、取り組み内容を追加しました。

### ② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の各事業の実施状況や利用状況を確認し、見直しは不要と判断しました。

## (3) 見直しの議論

### (1) 大野市子ども・子育て会議での議論

学識経験者、保護者代表、子ども・子育て支援に関する事業の従事者代表、事業主の代表、公募委員で構成する「大野市子ども・子育て会議」において、今回の計画見直しに当たり、議論を行いました。

## 第2 子ども・子育て支援事業計画見直しの内容

### (1) 教育・保育提供区域の設定【計画 P50 第2章・第1節】

大野市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を利用するための施設の状況などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとしており、現計画では、大野市全体で1区域としています。

市内における住民の異動や居住エリアに大きな変化がないことから、引き続き、大野市全体を教育・保育提供区域に設定します。

### (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期【計画 P51 第2章・第2節】

【量の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期（見直し後）】

（当初の計画）

年度	令和2年度					令和3年度				
	認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号
			教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育	
①量の見込み	43	0	642	343	100	36	0	611	320	97
②確保方策										
教育・保育施設	82		656	306	76	85		638	306	91
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	39		14	△37	△24	49		27	△14	△6

（実績及び見直し後の計画）

年度	令和2年度（実績値）					令和3年度（実績値）				
	認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号
			教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育	
①量の見込み	50	0	626	355	104	42	0	598	309	130
②確保方策										
教育・保育施設	82		656	306	76	80		641	298	79
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	32		30	△49	△28	38		43	△11	△51

注) 下表における認定区分について  
 【1号認定】満3歳以上で教育を希望する場合の認定区分  
 【2号認定】満3歳以上で保育を必要とする場合の認定区分  
 【3号認定】満3歳未満で保育を必要とする場合の認定区分

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育	保育	1・2歳	0歳		教育	教育	保育	1・2歳		0歳	教育	保育	1・2歳
31	0	595	303	96	26	0	569	296	94	21	0	541	292	91
85	635		306	94	85	635		306	94	85	635		306	94
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	40		3	△2	59	66		10	0	64	94		14	3



令和4年度(実績値)					令和5年度(計画値)					令和6年度(計画値)				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育	保育	1・2歳	0歳		教育	教育	保育	1・2歳		0歳	教育	保育	1・2歳
39	0	580	313	108	36	0	540	315	110	30	0	518	316	111
80	641		298	79	70	555		315	111	70	535		315	111
-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	-	-	-	6	3
41	61		△15	△29	34	15		6	4	40	17		5	3

### 【確保方策（見直し後）】

1号定員については、利用ニーズに対する受け皿を十分に確保しつつ、民間事業者の希望に基づいて定員の削減を図ります。

2号定員及び3号定員については、総量として受け皿を十分に確保できていることから、令和4年度から、定員の弾力的運用の適正化（※1）に取り組んでいます。

また、出生数が減少傾向にある一方で、3号認定子どもの利用ニーズは増加していることから、2号から3号への定員移行により確保を図ります。

なお、2号定員については、これらの方策を実施してもなお余剰が見込まれることから、公立保育所の小規模化（※2）による定員削減を行った上で、民間事業者とも協議しながら定員の削減を図ります。

（※1）待機児童が発生する可能性がある市町村においては、国の通知により定員を超えて保育を実施することができるとされています。本市においても、120%を上限に定員超過を認めていましたが、待機児童の発生の可能性が低くなったことから、この上限を令和6年度当初までに100%（定員以内）となるよう、段階的に適正化することとしています。

（※2）令和5年度から、和泉保育園において、保育所よりも定員の少ない「小規模保育事業」の実施を予定しています。地域のニーズに応じて規模を適正化しながら、専門の研修を修了した保育士等により、きめ細かい保育を行います。

### 【教育・保育の質の向上について（追加）】

教育・保育の受け皿の確保とともに、質の向上への取り組みも重要です。教育・保育の現場を取り巻く問題の解決に向けて、次のように取り組みを強化します。

- ・保育士等の処遇改善を引き続き実施し、人材の確保及び資の向上を図ります。
- ・利用子どもの減少により施設の職員に余裕が出た場合には、保育士等の加配への財政支援を引き続き行います。
- ・事故の発生を防止するため、施設ごとの安全等に関する諸計画の作成や研修・訓練の実施について周知徹底を図ります。
- ・不適切保育の防止・改善のため、市に相談・通報窓口を設置します。併せて、



保育士等の研修の受講を促進します。

- ・保育士等のキャリアパス（職務経験を積んでいく道筋）を見据えた体系的な研修計画の基本的な方針の作成に取り組みます。

### **(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期【計画 P53 第2章・第3節】**

第2期大野市子ども・子育て支援事業計画に定める地域子ども・子育て支援事業については、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

いずれの事業も計画に定められる量の見込みに対して、計画どおりの確保方策を講じることとしており、下表の各事業の実施状況や利用状況を確認した結果、確保方策自体の変更は必要ないものと判断しました。

地域子ども・子育て支援事業	見直しの有無
(1) 利用者支援事業	不要
(2) 地域子育て支援拠点事業	不要
(3) 妊婦健康診査	不要
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	不要
(5) 養育支援訪問事業	不要
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	不要
(7) ファミリー・サポート・センター事業	不要
(8) 一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業含む）	不要
(9) 延長保育事業	不要
(10) 病児・病後児保育事業	不要
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	不要

地域子ども・子育て支援事業 令和5年度以降の取り組みの方向性について

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- (7) ファミリー・サポート・センター事業
- (8) 一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業含む)
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業	(1)利用者支援事業					
事業内容	利用者が、多様な子育てサービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育てサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを行います。					
取組状況	平成29年4月に開設した大野市子育て世代包括支援センター（結とぴあ内）では、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談について、保育士や保健師などの専任職員による相談業務を実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	子どもやその保護者の身近な場所で実施することで利便性を高め、専任職員を配置し、子育て支援の情報提供を図るとともに、妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する総合的な相談支援を行います。					

取組の現状	月1回開催している大野市子育て包括支援センター（母子保健）と大野市子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）との合同の定例会において、保健師や保育士、社会福祉士、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、指導主事がそれぞれの立場で情報交換（共有）し、ケースごとに支援の方向性を検討しています。また必要に応じて関係機関との連携を図っています。
-------	--

中間評価 (確保の内容)	<p>あらゆる立場のスタッフが情報を交換（共有）し、ケースごとに適切に対応しています。</p> <p>また、必要に応じて関係機関との連携も図っていることから、引き続き、大野市子育て世代包括支援センターと大野市子ども家庭総合支援拠点の連携を維持し、総合的な相談や支援を行う必要があります。</p> <p>また、国においては、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取り組みに加え、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置が努力義務（令和6年4月～）となっていることから、こども家庭センターへの移行を念頭においた運用面の検討と統括支援員の育成が求められます。</p> <p>なお、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産や育児などの見通しを立てるための面談や、必要な支援につなぐ伴走型相談支援も求められていることから、母子保健と児童福祉のより一層の連携が必要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	---

令和5年度以降の 取り組みの方向性	<p>引き続き、大野市子育て世代包括支援センターと大野市子ども家庭総合支援拠点の連携による相談体制を維持します。</p> <p>また、令和6年4月のこども家庭センターへの移行を見据え、統括支援員養成に向けたアドバイザー（母子保健と児童福祉の両面に精通した有識者）を招へいし、さまざまなケースにおける助言を求めます。</p> <p>併せて、相談体制を確保するだけでなく、利用者が相談できる機会を積極的に創出することで、妊娠初期から育児期にわたっての伴走型の相談支援に取り組みます。</p>
----------------------	---

事業	(2) 地域子育て支援拠点事業					
事業内容	地域の身近な場所で、子育て親子と一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、専任の保育士を配置し、子育てに関する相談や子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会(子育て講座、子育て塾など)を実施しています。					
取組状況	大野市地域子育て支援センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」の2か所で実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	26,000人日	25,000人日	24,000人日	23,000人日	22,500人日
	確保方策	26,000人日	25,000人日	24,000人日	23,000人日	22,500人日
確保の内容	現在、2か所の拠点施設において受入体制は整っていると考えられるため、引き続き2か所で相談や情報提供などの必要な支援を行います。					

取組の現状	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、イベントや行事は人数や時間を区切り、密にならないよう工夫して実施しました。また、大野市HPで大野市公式LINEで情報提供を行い、利用促進を図っています。</p> <p>大野市地域子育て支援センターでは、「お父さんと運動会」や「リサイクル広場」、ALTによる異文化体験などの新たな取り組みにも挑戦しています。</p>
-------	--

中間評価(確保の内容)	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、徐々にイベントや行事を再開していますが、withコロナに向けたイベントや行事の実施が求められます。</p> <p>保護者の共働き率の状況などに伴い、低年齢児(0歳~2歳児)の保育所入所が増加しており、地域子育て支援拠点の利用児童の月齢が小さくなる傾向にあります。月齢が小さくなることによる特有の育児に関するアドバイスを的確に行っていく必要があります。</p> <p>また、出産後の利用をイメージできるよう、妊婦の方の利用を促進する仕掛けも必要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-------------	---

令和5年度以降の取り組みの方向性	<p>大野市地域子育て支援センターにおいては、withコロナに向け、これまで実施を見送ってきた離乳食指導などの教室を再開します。</p> <p>また、妊娠期からの利用を促進するため、先輩ママたちとの交流や施設の見学などが行える機会を創出し、出産後の利用イメージを持っていただきます。</p> <p>併せて、県が実施する「お日様広場(育児不安サポート事業)」との連携を図ります。</p> <p>子育て交流広場ちっく・たっくにおいては、休日における受け皿としての役割を果たすよう、人員の確保など、引き続き体制の確保に努めます。</p>
------------------	---

事業	(3) 妊婦健康診査					
事業内容	妊婦の健康の保持増進を図り、安全で安心な出産のために健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票(1人当たり14回)を交付し、受診勧奨を行い、疾病の予防や妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。					
取組状況	県医師会に加入する病院や県外の契約医療機関にて実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	170人 2,380回	167人 2,338回	164人 2,296回	161人 2,254回	158人 2,212回
	確保方策	170人 2,380回	167人 2,338回	164人 2,296回	161人 2,254回	158人 2,212回
確保の内容	市では妊婦健康診査を県医師会に加入する医療機関などに委託し、妊娠週数に応じた健康診査受診につなげるとともに、経済的負担の軽減に努めます。					

取組の現状	妊娠週数に応じた、定期的な健康診査の受診を促すことで、妊婦の健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するとともに、妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に関するアドバイスにつながっています。
-------	---

中間評価 (確保の内容)	<p>妊娠期間を健やかに過ごし、安全な出産をしてもらうため、また、病気の早期発見や適切な治療、保健指導につなげるためにも、妊産婦健康診査の継続が求められます。</p> <p>現在、妊婦の体調の異変など、緊急を要する場合には、救急搬送で対応する妊婦の事前登録制度が運用されています。緊急時の対応としては大変重要であり、制度の継続が求められる一方、平常時の妊婦健康診査における移動支援を求める声も聞かれます。</p> <p>また、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、必要な支援につなぐ伴走型相談支援も求められています。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	--

令和5年度以降の 取り組みの方向性	<p>妊娠届を提出した妊婦の未受診を防ぐために、定期的に受診状況を確認していきます。</p> <p>併せて、福井県の「気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム」により、医療機関と関係機関のより一層の連携を図ります。</p> <p>また、妊娠期における伴走型相談支援の取り組みの一つとして、妊娠後期の妊婦に寄り添い、不安を取り除けるよう希望者に対して面談による相談支援を行います。</p> <p>平常時の妊婦健康診査における移動支援については、その必要性などを調査研究します。</p>
----------------------	---

事業	(4)乳児家庭全戸訪問事業					
事業内容	「こんにちは赤ちゃん訪問」として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し支援を行います。					
取組状況	保健師、助産師、看護師による家庭訪問を実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	170人	167人	164人	161人	158人
	確保方策	170人	167人	164人	161人	158人
確保の内容	保健指導や相談を中心に、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。養育支援が必要な家庭については、妊娠届出時の面接により早期に把握し、関係機関と連携しながら、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援につなげます。					

取組の現状	保健師などが生後4か月までの全ての乳児を訪問し、産婦と乳児の健康な心と体づくりを支援しています。
-------	--

中間評価 (確保の内容)	引き続き、生後4か月までの全ての乳児の訪問が求められます。 また、乳児家庭全戸訪問事業だけでなく、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、乳児健診や予防接種などの健康な心と体づくりに向けた見通しを立てるための面談や、必要な支援につなぐ伴走型相談支援も求められていることから、母子保健と児童福祉のより一層の連携が必要になります。  【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし
-----------------	--

令和5年度以降の 取り組みの方向性	訪問や面談の機会を捉えて心身の状況確認や相談対応を行うとともに、一時預かりや家事援助サービスの利用案内を行います。また、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠初期、妊娠後期、出産期、育児期における伴走型の相談支援を行います。
----------------------	---

事業	(5) 養育支援訪問事業					
事業内容	育児ストレスなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるとともに、保護者の身体的・精神的負担を軽減するため家庭児童相談員と保健師などが支援を行います。					
取組状況	保健師、保育士、家庭児童相談員などが相談に応じ、必要に応じて関係機関につながっています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	138人	138人	155人	155人	155人
	確保方策	138人	138人	155人	155人	155人
確保の内容	乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通して、妊娠や出産、育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期把握し、家庭訪問時に指導や助言などを行いながら適切な支援につながります。 なお、要保護児童、要支援児童の早期発見、早期対応が図れるよう、関係機関と連携し機能強化を図ります。					

取組の現状	保健師などが生後4か月までの全ての乳児を訪問するとともに、大野市子育て世代包括支援センターや大野市子ども家庭総合支援拠点の定例会において情報交換（共有）することで養育支援を必要とする対象者の早期把握と早期対応につながっています。
-------	--

中間評価 (確保の内容)	<p>乳児家庭全戸訪問事業や育児相談会において養育支援を必要とする対象者の早期把握と早期対応につながっていますが、より早い段階から関わるためには、母子保健と児童福祉のより一層の連携を図り、妊娠期からの積極的な働き掛けが必要になります。</p> <p>また、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の生活においては、自分の時間が取れない、勉強する時間が充分に取れない、ストレスを感じるなどの影響が懸念されています。</p> <p>現在、大野市においては要保護、要支援児童でヤングケアラーに該当する児童は確認されていませんが、今後は、小中学校や高校、関係機関との連携を図り、ヤングケアラーの早期把握に努めることが求められます。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	---

令和5年度以降の 取り組みの方向性	<p>養育支援を必要とする対象者の早期把握と早期対応につなげるため、妊娠後期の妊婦家庭訪問を実施するとともに、民生委員児童委員協議会との連携を図ります。</p> <p>また、養育支援を必要とする家庭環境に陥らないよう、子育てに関する肉体的、心理的負担感を軽減するための子育て支援サービスの利用を促進することで、保護者のレスパイト（休憩）を推進し、併せて、必要に応じて、学校との連携を図り、ヤングケアラーへの支援を行っていきます。</p>
----------------------	--

事業	(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)					
事業内容	保護者が疾病や看護、就労、育児不安など身体上又は精神上の理由で、家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。					
取組状況	偕生慈童苑や済生会乳児院において、ショートステイ(宿泊を伴う利用)とトワイライトステイ(平日の夜間や休日の利用)の受け入れを行います。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人
	確保方策	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人
確保の内容	保護者の家庭状況を踏まえ、学校や児童養護施設などの関係機関と協議して、連携を図りながら適切な支援を行います。					

取組の現状	偕生慈童苑や済生会乳児院における受け入れ体制を確保しています。令和3年度の利用は偕生慈童苑におけるショートステイ3件(利用児童延べ5人)となっています。
-------	--

中間評価(確保の内容)	<p>ショートステイやトワイライトステイのニーズは少ないものの、継続した受け入れ態勢の確保は重要になります。</p> <p>また、真にサービスを必要とする家庭には有効なサービスであることから、サービスの周知についても取り組むことが重要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-------------	--

令和5年度以降の取り組みの方向性	引き続き、受け入れ体制の確保に努めます。併せて、レスパイト(休憩)を推進するため、真にサービスを必要とする家庭にサービスが届くように、さらなる事業の周知に努めます。
------------------	--



事業	(7) ファミリー・サポート・センター事業					
事業内容	子育ての手助けをしたい方と手助けをして欲しい方の双方が会員となる相互援助のための仕組みをつくり、お互いに助けたり助けられたりしながら、子育てを支援するための会員間の橋渡しを行う事業です。					
取組状況	本市では実施していません。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	—	—	—
確保の内容	現在、大野市では実施していませんが、ニーズや人材確保などの課題を踏まえ、必要に応じて実施を検討していきます。					

取組の現状	現在、本市では実施していません。
-------	------------------

中間評価 (確保の内容)	<p>大野市においては、「大野ですくすく子育て応援パッケージ」として取りまとめられた各種の子育てサービスを行政が提供しています。</p> <p>現在まで、子育てを行う家庭同士の相互援助による子育て支援を求める声は確認しておらず、事業実施の必要性は低いものと思われます。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】事業実施なし</p>
-----------------	---

令和5年度以降の取り組みの方向性	事業は実施しません。
------------------	------------

事業	(8) 一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業含む)					
事業内容	<p>家庭において保護者の就労や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家庭での育児が困難となった乳幼児(未就園児)について、保育所や認定こども園で保育を実施します。また、幼稚園型認定こども園に在籍する園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間などにおいて、当該認定こども園で保育を実施します。</p> <p>また、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」では、やむを得ない事由で児童を養育できない子育て家庭や第1子出産予定の妊婦のいる家庭の子育てを支援するため、一時預かりや家事援助のサービスを提供します。</p>					
取組状況	<p>一時預かり事業については、全ての保育所や認定こども園において実施しています。</p> <p>また、すみずみ子育てサポート事業における一時預かりや家事援助については、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」において実施しています。</p>					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	4,420人日	3,920人日	3,520人日	3,270人日	2,920人日
	確保方策	4,420人日	3,920人日	3,520人日	3,270人日	2,920人日
確保の内容	<p>一時預かり事業については、既存の保育所や認定こども園で供給体制を確保します。</p> <p>すみずみ子育てサポート事業については、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」に事業委託し継続してサービスを提供します。</p>					
取組の現状	<p>一時預かりでは、市内の全ての保育所や認定こども園において一時預かりを行う体制を確保しています。</p> <p>すみずみ子育てサポート事業では、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」に事業委託することでサービスの提供体制を確保しています。</p>					
中間評価 (確保の内容)	<p>子育て世代のニーズに対応するため、サービスの提供体制を確保していますが、利用実績の増加にはつながっていません。その要因として、コロナ禍において乳幼児を預けることや、家事援助のためサービス提供者を家に迎え入れることが避けられているものと考えられます。子育ての負担軽減のためのサービスは利用してもらうことが一番重要になりますので、さらなる利用促進が求められます。</p> <p>また、家事援助や一時預かりを内容とするサービスが複数あり、それぞれのサービスで対象児童や対象者により料金が違うなど、利用者にとって分かりにくい(使いにくい)点については、改善する必要があります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>					
令和5年度以降の 取り組みの方向性	<p>保育所や認定こども園における一時預かりについては、実施体制の確保を継続します。</p> <p>すみずみ子育てサービスについては、類似事業との整理統合を図り、分かりやすく、利用しやすい事業に改善することで、レスパイト(休憩)を推進し、子育てに関する身体的、心理的負担感の軽減につなげます。</p>					

事業	(9) 延長保育事業					
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化などに伴うやむを得ない理由により、保育所や認定こども園で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。					
取組状況	延長保育事業については、全ての保育所や認定こども園において実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	243人	231人	224人	218人	212人
	確保方策	243人	231人	224人	218人	212人
確保の内容	既存の保育所や認定こども園において、保護者の延長保育のニーズに対応していきます。					

取組の現状	保護者の就労状況に応じ、全ての保育所や認定こども園において、延長保育を実施しています。
-------	---

中間評価 (確保の内容)	<p>延長保育のニーズに対応することは、保護者の就労環境の確保につながるものであり、社会的機能として重要なポイントであることから、継続した対応が求められます。</p> <p>一方、継続したサービスの提供には、各保育所や認定こども園における人員の確保が課題になりますので、サービスの提供が途絶えないよう、人員の確保状況などを十分に確認していくことが求められます。</p> <p>また、延長保育の実施に当たっては、年齢の異なる園児を集約して保育する場面が想定されることから、感染症対策を十分に講じることが求められます。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	--

令和5年度以降の取り組みの方向性	市内全ての保育所や認定こども園における延長保育の継続実施に向けて、実施体制を確保します。
------------------	--

事業	(10) 病児・病後児保育事業					
事業内容	病気又は病気回復期のため集団保育が困難、かつ、保護者の就労や疾病などの事由により家庭で保育ができない乳幼児などを医療機関などに付設された専用スペースにおいて、一時的に保育を行います。					
取組状況	病児デイケア「とちのき」(栃木産婦人科医院内)において実施しています。 (定員:病児2人、病後児2人)					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	298人日	284人日	275人日	267人日	258人日
	確保方策	298人日	284人日	275人日	267人日	258人日
確保の内容	<p>病気の急変などによる緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設において実施しています。</p> <p>感染症流行期には、利用者が急増することから、それに対応できる収容能力が必要なため、現在、本市と事業の相互広域利用委託契約をしている勝山市や福井市の施設で広域利用できる体制を確保しています。</p> <p>感染症の流行などにより、一時的に利用ニーズが高まったときの市内での受入体制については、利用者が利用しやすい環境整備に努めていきます。</p>					
取組の現状	<p>大野市内では病児デイケア「とちのき」において、広域利用では勝山市や福井市の施設において病児・病後児保育を実施しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策上、発熱のある病児や病後児の受入れを自粛しており、受入れ実績は減少しています。</p>					
中間評価 (確保の内容)	<p>感染症疾病については、流行期に利用希望者が定員を超えるケースもありますが、病児デイケア「とちのき」の定員を増やすことは、施設面や経常的経費の面で難しく、超過定員分については、引き続き勝山市や福井市の施設における広域利用で対応せざるを得ません。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>					
令和5年度以降の 取り組みの方向性	引き続き、病児・病後児保育の受け皿の確保に向け、医療機関などとの連携を図ります。					

事業	(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)					
事業内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業期間において適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。					
取組状況	市内5か所の児童センターにおいて実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	306人	313人	307人	296人	288人
	確保方策	306人	313人	307人	296人	288人
確保の内容	市内5か所の放課後児童クラブで放課後などの安全で安心な居場所づくりに努めます。放課後の子どもの居場所については、今後の利用児童数の推移も考慮しながら、放課後子ども教室と連携し検討することとします。					
取組の現状	令和3年度は、利用児童の新型コロナウイルス感染により臨時休館したセンターもありましたが、感染予防対策を講じながら可能な範囲で事業を実施しました。					
中間評価(確保の内容)	<p>市内5か所の児童センターにおいて、放課後児童クラブを適切に運営し、放課後における安全で安心な子どもの居場所が確保できており、引き続き、感染予防対策を講じた適切な放課後児童クラブの実施を継続する必要があります。</p> <p>放課後の居場所については、居住地区により放課後児童クラブと放課後子ども教室に分かれているため、市全体として、居住地域にとられない放課後対策の検討が必要です。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>					
令和5年度以降の取り組みの方向性	<p>長期休業中の子どもの居場所を確保するため、放課後子ども教室との連携など、充実したカリキュラムを備えてた放課後の子どもの居場所の確保に向け、教育委員会内の連携はもとより、庁内各課と連携した事業を展開します。</p> <p>併せて、安全で安心な子どもの居場所となるよう、施設の安全管理を徹底するとともに、指導員や安全管理員の質の向上にも努めます。</p>					